

四

三

—  
—

發十條事省

## 発用振替法の適

の法發号名  
條律行稱  
項及の及  
び根ひ  
そ拠記

財務省告示第二十号  
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達  
務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
十一項の規定に基づき、平成三十年十二月二  
日に発行した割引短期國債及び政府短期証券の  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十一年一月十一日

## 六

## 五

イ

ロ

イ

發

方 募

入 價 行 争 非 者 特 国  
 札 格 行 入 價 ・ 別 債  
 発 競 札 格 第 参 市  
 行 争 額 発 競 I 加 場

入 價 法 入  
 札 格 決  
 発 競 定  
 行 争 の

十 い づ 第 一 項 十 び 財 十 は 発 四 う 億 額  
 九 て き 百 項 、 三 に 政 六 、 行 十 ち 九 面  
 億 は 発 三 、 同 条 特 融 億 額 し 六 、 千 金  
 九 、 行 十 第 条 第 別 資 円 面 た 条 特 万 額  
 千 額 し 七 百 第 一 会 資 、 金 割 第 別 円 で  
 万 面 た 条 三 四 項 計 金 財 政 第 十 項 、 に 法  
 円 金 政 第 十 項 、 に 法 額 府 一 六 、 第 関 第  
 額 府 一 六 、 第 関 第 法 第 七 条 第 九 す 九  
 で 短 項 条 第 九 す 九 兆 国 規 関 千  
 二 期 の 第 九 十 る 条 第 七 条 第 九 す 九  
 千 証 規 一 十 四 法 第 九 券 定 項 五 条 律 一  
 百 に に 及 条 第 第 項 九 つ 基 び 第 二 八 並  
 、 三 て き 第 一 項 、

込 募 各 当 も 各 価 一 を 場 で  
 み 限 国 て の 申 格 国 定 特 あ  
 の 度 債 る か 述 競 債 め 別 つ  
 応 額 市 。 ら み 争 市 る 参 て  
 募 の 場 そ の 入 場 も 加 、  
 額 範 特 の う 札 特 の 者 財  
 を 囲 別 応 ち 発 別 に ご 務  
 割 内 参 募 応 行 参 よ と 大  
 り に 加 額 募 一 加 る に 臣  
 当 お 者 を 價 と 者 発 応 が  
 て い ご 順 格 い 行 募 各  
 る て と 次 の う 第 へ 限 国  
 。 各 の 割 高 。 I 以 度 債  
 申 応 り い 非 下 額 市

十  
二 口 イ 一

償行争非者特国入価発  
還入価・別債札格行行  
期札格第參市発競価  
限発競I加場行争格日

平成三十年十二月二十日  
額面金額百円につき百円十五銭  
三厘以上のそれぞれの応募価格  
額面金額百円につき百円十七銭  
ただし、償還期が銀行休業日に

九 八 七  
四 イ

特別会計に關する法律第四十  
一条第一項の規定に基づき發行し  
面金額で三千七百六十四億円  
た割引短期國債については、額  
万三千九百八十八  
三十九  
千七  
百十  
億三  
千九  
百八  
十八  
二十九  
百九  
千七  
十億  
三千九  
百八  
十八  
一兆  
七千  
二百  
六十五  
億二  
千四  
百円

十  
六  
五  
四  
三

払 者 入 場 元 償  
込 札 所 金 還  
期 参 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当  
成 務 本 面 還 た  
三 大 銀 金 金 る  
十 臣 行 額 を と  
年 か 百 支 き  
十 ら 円 払 は  
二 通 に う 、  
月 知 つ 。 そ  
二 を き の  
十 受 百 翌 営  
日 け 円 日  
に た 者 業 に